

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
古殿町	下山上地区	令和4年1月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	88.35ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	69.68ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	27.03ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	13.83ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.43ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.40ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業の後継者不足により畑については特に山際で耕作放棄地が年々増加しており農地の維持が困難になりつつある。また、水稲においてははろうじて維持できているものの、収益性が低く経営としては難しい現状がある。今後、担い手の確保と農地の条件等を踏まえたうえでの集積、集約及び農地の維持管理について検討する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当面は現状の耕作者が営農を継続するが、将来的には農地中間管理機構を活用し中心経営体を中心に担い手への集約、集積を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

【中心経営体】

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4人	農作物等	5.9 ha	農作物等	8.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○新規就農者の育成と担い手の確保に関する取組方針

・農地の有効活用を図るため、新規就農者の育成や地区外からの担い手を受け入れるなど、農地の集約・集積化を促進するための取り組みについて検討する。

○荒廃農地の拡大防止に関する取組方針

・耕作者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加に伴い遊休荒廃地が拡大傾向にあることから、農地周辺の草刈りなど環境整備事業の実施や、平場で条件的にも有利な遊休農地を中心に利用を図るなど、荒廃農地の拡大防止に関する取り組みについて検討する。

○農地の維持管理と営農の継続に関する取組方針

・農地としての機能を維持し、営農の継続を図るため、農地の適正な管理に関する取組み(中山間地域直接支払制度の活用も含め)について検討する。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。